

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、<u>技術経営研究科</u>、農学部及び工学部の教授会並びに大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター及び放射線研究室に置かれる運営委員会に委任することができる。</p>	<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、農学部及び工学部の教授会並びに大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター及び放射線研究室に置かれる運営委員会に委任することができる。</p>	

附 則 (教規程第13号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。